

○学校法人修道学園役員及び評議員の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、学校法人修道学園（以下「この法人」という。）の寄附行為第84条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定める。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、該当各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤理事とは、常勤の理事長及び専務理事をいい、次号に該当する教職員理事を除く。
- (3) 教職員理事とは、学園の教職員（学長、校長を含む）として給与を支給している理事をいう。教職員が理事となったときは、教職員としての身分は継続し、理事在任期間は教職員としての勤続年数に加える。
- (4) 非常勤理事とは、前2号以外の理事をいう。
- (5) 常勤監事とは、監事のうち常勤の者をいう。
- (6) 非常勤監事とは、監事のうち非常勤の者をいう。
- (7) 常勤評議員とは、学園の教職員として給与を支給している評議員をいう。教職員が評議員となったときは、教職員としての身分は継続し、評議員在任期間は教職員としての勤続年数に加える。
- (8) 非常勤評議員とは、前号以外の評議員をいう。
- (9) 役員及び評議員の報酬等とは、報酬、退職慰労金その他の役員及び評議員として職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。この役員及び評議員の報酬等には、学校法人修道学園給与規程（大学部編）等及び学校法人修道学園退職手当支給規程（大学部編）等に基づくものを含まない。
- (10) 費用とは、役員及び評議員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員及び評議員に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- 2 常勤理事に対しては、報酬及び退職慰労金を支給する。
- 3 教職員理事に対しては、報酬のみ支給する。
- 4 非常勤理事に対しては、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 非常勤の理事長 報酬及び退職慰労金を支給する。
 - (2) 前号以外の非常勤理事 報酬のみ支給する。ただし、在任期間が10年以上ある者には、退職慰労金を支給することができる。
- 5 常勤監事に対しては、報酬及び退職慰労金を支給する。
 - 6 非常勤監事に対しては、報酬のみ支給する。ただし、在任期間が10年以上ある者には、退職慰労金を支給することができる。
 - 7 常勤評議員に対しては、報酬のみ支給する。
 - 8 非常勤評議員に対しては、報酬のみ支給する。
(報酬額の算出方法)
- 第4条 常勤理事に対する報酬総額(年額)は次の各号に定めるとおりとし、その範囲内で理事会において定めた額を支給する。
- (1) 理事長 18,000,000円
 - (2) 専務理事 15,000,000円
- 2 非常勤の理事長に対する報酬総額(年額)は4,200,000円とし、その範囲内で理事会において定めた額を支給する。
 - 3 教職員理事及び非常勤理事(非常勤の理事長を除く。以下第4条から第7条までにおいて同じ。)に対する報酬の額は、別表1に定めるとおりとする。
 - 4 常勤監事に対する報酬額(年額)は、12,000,000円とし、その範囲内で理事会において定めた額を支給する。
 - 5 非常勤監事に対する報酬額(年額)は、1,200,000円とする。
 - 6 評議員に対する報酬の額は、別表2に定めるとおりとする。
 - 7 第3項及び第6項に定める非常勤理事、非常勤評議員及び非常勤評議員会の議長に対する報酬の額は、税引き後の手取額とする。
 - 8 第1項から第5項までに定めた報酬額(年額)は、年12回に分けて、報酬月額として支給する。
 - 9 新たに常勤理事、非常勤の理事長、教職員理事のうち理事会運営協議会を構成する者、非常勤理事のうち理事会運営協議会を構成する者、常勤監事又は非常勤監事に就任した者には、その日から報酬を支給する。
 - 10 常勤理事、非常勤の理事長、教職員理事のうち理事会運営協議会を構成する者、非常勤理事のうち理事会運営協議会を構成する者、常勤監事又は非常勤監事が退任又は解任の場合は、前日までの報酬を支給する。

- 11 常勤理事、非常勤の理事長、教職員理事のうち理事会運営協議会を構成する者、非常勤理事のうち理事会運営協議会を構成する者、常勤監事又は非常勤監事の月の中途における就任、退任及び解任の場合の報酬額については、その月の総日数から休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(退職慰労金の支給)

第5条 常勤理事、非常勤の理事長及び常勤監事が任期の満了又は辞任により退任したときは、その者に退職慰労金を支給する。

- 2 非常勤理事及び非常勤監事が任期の満了又は辞任により退任したときは、その者に退職慰労金を支給することができる。
- 3 常勤理事、非常勤の理事長、非常勤理事、常勤監事及び非常勤監事が死亡により退任した場合の退職慰労金は、その遺族に支給する。
- 4 前3項により支給する退職慰労金の額は、次条に定める算式により算出される額の範囲内で理事会において決定する。
- 5 前項の場合において、常勤理事、非常勤の理事長、非常勤理事、常勤監事及び非常勤監事に理事又は監事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があつた場合には、退職慰労金の全部又は一部を支給しないことができる。なお、既に退職慰労金を支給済みのときは、その全部又は一部の返還を請求することができるものとする。

(退職慰労金の算出方式)

第6条 常勤理事及び常勤監事の退職慰労金算出に係る基準報酬額は、常勤理事又は常勤監事を退任した日における報酬月額とする。

- 2 前項の報酬月額が、常勤理事又は常勤監事の在任期間中に大きく変動した場合には、在任期間中の平均報酬月額を算出し基準報酬額とする。
- 3 退職慰労金の額は、前2項に規定する基準報酬額に、常勤理事又は常勤監事の在任年数が1年以上20年未満の場合は、在任年数を乗じて得た額とする。ただし、常勤理事又は常勤監事の在任年数が20年以上の場合は、20を乗じて得た額とする。
- 4 非常勤の理事長の退職慰労金は、常勤理事に準じて支給する。
- 5 非常勤理事及び非常勤監事の退職慰労金は、在任年数1年以上1年につき50,000円を基準として支給する。

(報酬等の支給方法)

第7条 常勤理事、非常勤の理事長、教職員理事(理事会運営協議会を構成する者を含む)、

非常勤理事のうち理事会運営協議会を構成する者、常勤監事、非常勤監事及び常勤評議員の報酬の支給日、支給方法、端数計算等については、学校法人修道学園給与規程（大学部編）第3条から第5条まで、第7条及び第60条を準用し、「給与」とあるのは「報酬」に、読み替えるものとする。

2 常勤理事、非常勤の理事長、非常勤理事、常勤監事及び非常勤監事の退職慰労金の支給日、支給方法、端数計算等については、学校法人修道学園退職手当支給規程（大学部編）第2条、第3条、第5条及び第7条から第9条までを準用し、「退職手当」とあるのは「退職慰労金」に、読み替えるものとする。

3 非常勤理事（理事会運営協議会を構成する者を除く）及び非常勤評議員の報酬は、理事会又は評議員会への出席等法人運営のための業務にあたった都度、支給する。

（費用）

第8条 役員及び評議員には、学校法人修道学園旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

2 役員及び評議員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、該当費用を支給する。

（公表）

第9条 この法人は、この規程をもって、私立学校法第151条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（補則）

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

（事務担当）

第11条 この規程に関する事務は、法人事務局人事課が担当する。

（改廃）

第12条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

1 この規程は、2020年4月1日より施行する。

2 この規程の制定により、学校法人修道学園役員報酬等規程及び学校法人修道学園役員の会議等への出席にかかる旅費支給規程は廃止する。

3 この規程は、2025年3月27日に、題名及び第1条から第9条までを改正し、2025年6月に開催される定時評議員会の終結の時から施行する。

教職員理事及び非常勤理事の報酬額

別表 1

種 別	報酬額	備 考
教職員理事	30,000円（日額）	
教職員理事 （理事会運営協議会 構成員）	360,000円（年額）	教職員理事の日額との併給は しない
非常勤理事	30,000円（日額）	
非常勤理事 （理事会運営協議会 構成員）	600,000円（年額）	非常勤理事の日額との併給は しない

評議員の報酬額

別表 2

種 別	報酬額	備 考
常勤評議員	30,000円（日額）	
非常勤評議員		
常勤評議員（議長）	評議員会 1 回の開催 につき100,000円	常勤評議員・非常勤評議員の 日額との併給はしない
非常勤評議員（議長）		